

メールタイトル

【重要なお知らせ】再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ

メール本文

■□【重要なお知らせ】再生可能エネルギー固定価格買取制度に
基づく買取期間満了のお知らせ □■

平素より、弊社事業につきましてご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度、弊社とご契約いただいております電力受給契約につきまして、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間が満了を迎えますのでご案内申し上げます。

- ◇ 買取期間満了日：①XXXX年XX月XX日
- ◇ 受電地点特定番号：②XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
- ◇ 発電出力：③XX.X kW
- ◇ 現在の販売先：東京電力パワーグリッド
- ◇ ご契約・発電設備情報は、以下の「購入実績お知らせサービス」よりご確認ください。
<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/purchasedpower.html>

●買取期間満了後のお手続きについて

(1) 買取期間満了日翌日以降も発電した電力の販売を希望される場合は、新たな販売先となる電気事業者へのお申込みが必要となります。

<注意事項>

- ・お申込み手続きに時間を要する場合がございますので、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・買取期間満了日までにお申込み手続きが完了しない場合は、満了日翌日からの販売ができないおそれがございます。
- ・お申込みの際に、本メールにてお知らせしております「買取期間満了日」と「現在の販売先が東京電力パワーグリッドであること」を新たな販売先となる電気事業者へお伝えいただきますようお願いいたします。
なお、お申込みの際に必要な項目につきましては、本メールならびに購入実績お知らせサービスをご確認いただきますようお願いいたします。
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間は満了となりますが、発電された電力は、電気自動車や蓄電池等を用いて自家消費のためにご利用いただくことも可能です。

(参考) 新たな販売先となる電気事業者につきましては、以下の Web サイト (資源エネルギー庁のホームページ) にてご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/retail_electricity_utility.html

(2) 発電出力が 50kW 未満のご契約につきまして、新たな販売先となる電気事業者との契約手続きが完了していない場合でも当面の間は発電を継続できます (※) が、その際、弊社は発電された電力の購入 (料金のお支払い) はいたしません。

(※) 電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。

(※) 弊社が必要と判断した際は、発電した電気が弊社の系統に供給されないようにするための措置を講じていただく場合がございます。その際、従前通りの発電が継続できなくなったことにより生じた損害につきましては、弊社は賠償の責を負いません。

(※) 「自家発電設備等の低圧電線路との連系に関する契約要綱 (2019 年 7 月 1 日実施) 附則 2」をご参照ください。

<http://www.tepco.co.jp/pg/company/clause/>

※本メールは、購入実績お知らせサービスにユーザー情報をご登録いただいている方を対象に配信しております。

※本メールにお心当たりのない場合は、お手数をおかけいたしますが、こちらよりお問い合わせください。

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/faq.html#aq3213>

※本メールアドレスは送信専用です。ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

●太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト (資源エネルギー庁のホームページ) はこちら

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

●買取期間満了後のお手続きについてはこちら

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/expiry.html>

東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/>
